

市町村下水道事業普及啓発支援要綱

(趣旨)

第1条 公益社団法人宮城県建設センター（以下「センター」という。）は、下水道事業に関する普及・啓発を支援するため、市町村等に対し、次条に掲げる経費について助成するものとし、その取扱いについては、この要綱に定めるところによる。

(対象)

第2条 イベント経費助成については、市町村（流域下水道連絡協議会を含む）が主催または共催する事業で、その目的や趣旨が明らかに下水道の普及・啓発に係るイベントとしてセンターが共催、後援または支援することがふさわしいと認められる事業で別表1に掲げるものとする。

2 パンフレット経費助成については、市町村が住民を対象として作成配布する下水道の普及促進や下水道に関する知識あるいは利活用に係るPRパンフレットの作成等に関して、別表1に掲げるものとする。

(経費)

第3条 イベント経費の助成額については、所要額（自己負担額）以内として10万円を限度とする。ただし、所要額（自己負担額）が10万円を超えた場合は、10万円を超えた額の $\frac{2}{3}$ 以内を加え、20万円を上限額とし、この場合の助成額における小数点以下の端数処理は、切り捨てとする。

2 パンフレット経費の助成額については、企画・印刷の経費以内として10万円を限度とする。ただし、所要額（自己負担額）が10万円を超えた場合は、10万円を超えた額の $\frac{2}{3}$ 以内を加え、20万円を上限額とし、この場合の助成額における小数点以下の端数処理は、切り捨てとする。

3 支援回数は年度において、それぞれの経費助成ごと1回を限度とし、イベントで配布するチラシ等の印刷経費とイベント経費の分割申請は認めない。

4 パンフレット経費に関して、目的の印刷物等が助成対象か不明な場合は事前にセンターと協議するものとする。

(助成の申請)

第4条 市町村は、イベント経費の助成を受けようとするときは、市町村支援事業助成申請書（様式第1-1号）、収支予算書（様式1-2号）をセンターに提出するものとする。

2 パンフレット経費の助成を受けようとするときは、市町村支援事業助成申請書（様式第2-1号）をセンターに提出するものとする。

(助成決定承認)

第5条 センターは、前条に規定する市町村支援事業助成申請書等が提出されたときは、速

やかに内容を審査したうえで、助成額の決定承認を行うとともに、通知書（イベント経費助成は様式第1－3号、パンフレット経費助成は様式2－2号）を市町村に通知するものとする。

（実績報告）

第6条 イベント経費助成の決定承認を受けた市町村は、事業の結果について、実績報告書（様式第1－4号）、収支計算書（様式第1－5号）をセンターに提出するものとする。

2 パンフレット経費助成の決定承認を受けた市町村は、事業の結果について、実績報告書（様式第2－3号）をセンターに提出するものとする。

（助成金の交付）

第7条 助成金は、前条に規定する実績報告書等の提出に基づく助成金の額の確定後に交付するものとする。

（明示）

第8条 イベント経費助成においては、センターが、共催、後援または支援していることを、展示または配布資料等に明示すること。

2 パンフレット助成においては、印刷物または配布場所、閲覧場所等の掲示物に印刷経費の一部についてセンターの助成がある旨の明示を行うこと。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、経費の助成に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表 1

【イベント経費】

- ①下水道フェア及び産業フェア、緑化フェア等において下水道コーナーを設ける場合等の事業
- ②下水道の日等において広域的に行う広報活動等
- ③その他適当と認められる事業

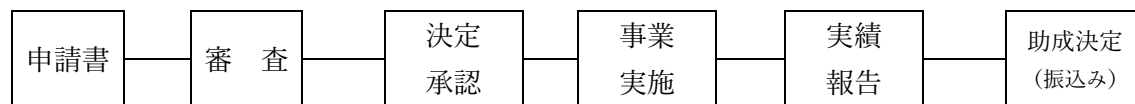
【パンフレット経費】

- ①下水道事業促進用パンフレット（住民説明会等）
- ②下水道の普及啓発パンフレット
- ③浄化センター等の見学者用パンフレット
- ④その他適当と認められる印刷物等（マンホールカード、下水道の普及啓発動画、Web 広告、デジタルパンフレットの企画制作 等）

〈参考〉

申請のフロー

(1) イベント経費助成の申請フロー

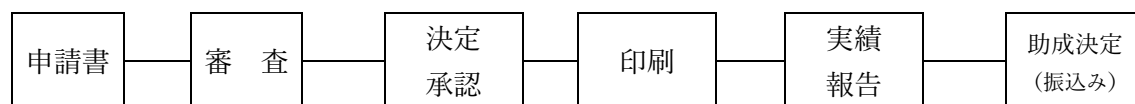


提出書類 (1ヶ月前)
申請書 (様式第1-1号)
収支予算書 (様式第1-2号)
見積書写しの添付
チラシ等

通知書 (様式第1-3号)

提出書類 (1ヶ月以内) 決定後1ヶ月以内
実績報告書 (様式第1-4号)
収支決算書 (様式第1-5号)
請求書写しの添付
写真、チラシ等

(2) パンフレット経費助成の申請フロー



提出書類 (1ヶ月前)
申請書 (様式第2-1号)
印刷物の見本等の添付
見積書写しの添付

通知書 (様式第2-2号)

提出書類 (1ヶ月以内) 決定後1ヶ月以内
実績報告書 (様式第2-3号)
印刷物 (パンフレット) の添付
請求書写しの添付